

檜原村小規模企業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜原村における小規模企業者の起業を促進し、地域経済の活性化に資すること並びに空家及び店舗併用住宅の利活用と定住の促進を図り、起業及び第二創業（以下「起業等」という。）に要する経費等の負担を軽減することを目的として、村内で起業する者に対し、その費用の一部について予算の範囲内で檜原村小規模企業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、檜原村補助金交付規則（昭和35年規則第2号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める者をいう。
- (2) 起業 次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに村内において事業を開始すること。
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始すること。
- (3) 第二創業 事業を営んでいる個人又は法人が異業種事業（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの）の中分類で異なる業種）を開始すること。
- (4) 空家 村内に所在する建物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (5) 店舗併用住宅 村内に所在する店舗と住宅の機能を併せ持つ建物で、店舗として利用されていないものをいう。ただし、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、起業又は第二創業を

予定している小規模企業者（法人にあっては代表者）であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （１） 個人の場合、事業開始日（創業日）までに村内に住所を有すること。
- （２） 法人の場合、村内を主たる事業所の所在地とすること。
- （３） 当該事業を５年以上継続することが見込まれる者
- （４） 村税を滞納していないこと。（転入直後（法人の場合は村内に設立又は設置直後）の申請者の場合は前住所地（法人の場合は、前住所の所在地）、村外在住の申請者の場合は、現住所地の市区町村税の滞納がないこと。）

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- （１） 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の適用を受ける事業や公序良俗に反する事業を行う場合
- （２） 檜原村暴力団排除条例（平成２４年条例第１３号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者
- （３） 檜原村企（起）業誘致促進条例（平成２１年条例第１０号）に規定する助成金の対象となる者
- （４） 過去に檜原村地域おこし協力隊起業支援補助金（平成２９年要綱第２号）、檜原村定住促進サポート事業支援金（令和３年要綱第１５号）、檜原村定住促進空き家活用補助金（平成２０年要綱第４号）及びこの補助金の交付を受けたことがある者

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業又は第二創業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。なお、国、地方公共団体等の公的機関から補助対象経費に対する補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

- （１） 店舗・事業所の外装及び内装工事、設備費、備品費、土地・建物賃借料
- （２） 商業登記又は法人登記に要する経費
- （３） 知的財産の登録に要する経費
- （４） マーケティングに要する経費

(5) 技術指導の受入れに要する経費

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費を合計した額の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の額の加算)

第6条 前条の規定にかかわらず、空家又は店舗併用住宅を活用した起業又は第二創業の場合は、前条の規定による補助金の額は、200万円を上限とする。

2 第2条第5号に規定する店舗部分と住宅部分が明確に分離できない建物で起業又は第二創業を開始するまでに工事により店舗部分と住宅部分を分離することができる場合は、補助金の交付の対象とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、檜原村小規模企業者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業実施の10日前までに村長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 見積書写し及び工事着手前の写真(店舗・事業所の外装及び内装工事がある場合に限る。)

(4) 直近の決算書又は確定申告書の写し

(5) 住民票の写し又は法人登記簿の写し

(6) 市区町村民税に滞納がないことを証明する書類

(7) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、檜原村地域おこし事業補助金交付等に伴う審査委員会において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、檜原村小規模企業者支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により補助金の申請をした者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ檜原村小規模企業者支援事業補助金変更申請書（様式第5号）に村長が必要と認める書類を添えて提出し、村長の承認を受けなければならない。

- （1） 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとするとき。
- （2） 補助対象経費の20パーセントを超える減額又は増額をしようとするとき。
- （3） 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（補助金の変更決定）

第10条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、書類等を審査し、適正と認めたときは、檜原村小規模企業者支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）にて補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業完了後速やかに、檜原村小規模企業者支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

- （1） 事業実施報告書（様式第8号）
- （1） 収支決算書（様式第9号）
- （3） 事業に係る経費の支払いを証明する書類
- （4） 事業により整備した事務所、設備等が確認できる写真（補助対象経費に該当する場合に限る。）
- （5） 開業届等の写し（個人事業者で、新たに開業した場合に限る。）
- （6） 設立した法人の定款の写し及び登記簿謄本の写し（法人の場合に限る。）
- （7） その他村長が必要と認める書類

（額の確定等）

第12条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行う等その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、檜原村小規模企業者支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）にて補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、檜原村小規模企業者支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付した補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 対象事業の起業の日以前に対象者である要件を欠いたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 交付決定を受けた日の属する年度末から起算し5年を経過するまでの間に、補助事業に係る事業を休止又は廃止したとき。

(5) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、檜原村小規模企業者支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 村長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、檜原村小規模企業者支援事業補助金返還請求書(様式第13号)により請求するものとする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助金を使用した年度の翌年度から起算して5年間、補助事業の計画に係る毎年度の事業進捗状況について、檜原村小規模企業者支援事業補助金状況報告書(様式第14号)により村長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。